

日 銀 業 第 5 8 1 号  
2 0 2 2 年 1 2 月 7 日

オンライン取引先 御中

日 本 銀 行

「海外預り金勘定にかかる引落入金等に関する事務取扱細則」の一部  
改正に関する件

今般、規程の整備を図る観点から標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します（事務を変更するものではありません。）。

海外預り金関係のMX電文への移行等につきましては、必要に応じ、「日本銀行ホームページ」—「業務上の事務連絡」—「外国中央銀行等との取引関連」—「通知類（留意事項等）」に掲載している通知をご参照ください。

以 上

「海外預り金勘定にかかる引落入金等に関する事務取扱細則」 中一部改正

- 4. (3) を横線のとおり改める。

(3) コンピュータ接続等により当預入金（海預）明細の内容を確認する場合の取扱い

外国中央銀行等からMT電文またはMX電文を受付けた場合に、日本銀行が設定する当預入金（海預）明細の内容については、MT電文またはMX電文の別に、それぞれ次に掲げる資料を参照してください。また、日本銀行がオンライン取引先から請求を受けた振込報酬等の支払を行う場合等、外国中央銀行等からMT電文またはMX電文を受付けていない場合に送信する当預入金（海預）明細は、MT電文を受付けた場合に準じた内容を設定します。

これらの資料については、「日本銀行ホームページ」—「業務上の事務連絡」—「外国中央銀行等との取引関連」—「通知類（留意事項等）」に掲載されています。

イ、  
ロ、

} 略（不変）

- 別表1の「DEBTOR AGENT」中、「（以下「入金依頼人口座保有金融機関等」といいます。）」を「（以下「入金依頼人口座保有金融機関等）」に改める。
- 別表1の「CREDITOR AGENT」中、「（以下「資金受取人口座保有金融機関等」といいます。）」を「（以下「資金受取人口座保有金融機関等）」に改める。

○ 別表1の「INSTRUCTION FOR NEXT AGENT」の「INFORMATION」中、「当座勘定への入金または振込に関するその他の情報<23B、23E、26T、33B、36、71F、71G、72または77B>（例）[23B:情報△23E:情報△72:情報]（△は半角スペースを表します。）」を「当座勘定への入金または振込に関するその他の情報<23B、23E、26T、33B、36、71F、71G、72または77B>（例）[23B:情報△23E:情報△72:情報]（△は半角スペース）」に改める。

○ 別表1の「REMITTANCE INFORMATION」の②中、「文字例」を「文字列」に改める。

○ 別表1の（注2）を横線のとおり改める。

（注2）「表示内容（MT電文等）」の列には、外国中央銀行等から受付けたMT電文等に基づき設定する内容をお示しします。各項目の<>内は、概ね対応するMT103のTag番号を参考までにお示しします。

○ 別表2の「REMITTANCE INFORMATION」の②中、「文字例」を「文字列」に改める。

○ 別表2の「UNDERLYING CUSTOMER CREDIT TRANSFER」の「DEBTOR ACCOUNT」の「OTHER ID」中、「口座情報を表示します。」を「口座情報」に改める。

○ 別表2の「UNDERLYING CUSTOMER CREDIT TRANSFER」の「CREDITOR」の「ORGANISATION ID(BIC)」中、「B I Cコードを表示します。」を「B I Cコード」に改める。

○ 別表2の「UNDERLYING CUSTOMER CREDIT TRANSFER」の「REMITTANCE

INFORMATION」中、「上記以外のカバー情報<Sequence B 7 0、Sequence B 7 2または Sequence B 3 3 B>。（例）[70:情報△72:情報△33B:情報]（△は半角スペースを表します。）」を「上記以外のカバー情報<Sequence B 7 0、Sequence B 7 2または Sequence B 3 3 B>（例）[70:情報△72:情報△33B:情報]（△は半角スペース）」に改める。

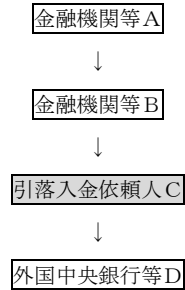
- 別表 2 の（注 2）を横線のとおり改める。

（注 2）「表示内容（MT電文等）」の列には、外国中央銀行等から受付けたMT電文等に基づき設定する内容をお示しします。各項目の<>内は、概ね対応するMT 2 0 2またはMT 2 0 2 C O VのT a g 番号を参考までにお示しします。

- [参考] 入力例 4. 中、<入力例 3 >および<入力例 4 >を次のとおり改める（全面改正）。

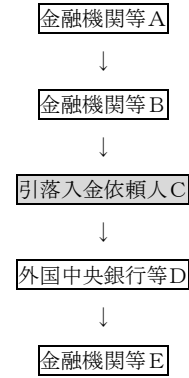
<入力例3>

金融機関等が別の金融機関等および引落入金依頼人を経由して外国中央銀行等へ送金する場合



<入力例4>

金融機関等が別の金融機関等、引落入金依頼人および外国中央銀行等を経由してさらに別の金融機関等へ送金する場合



<入力する項目群>

PREVIOUS INSTRUCTING AGENT	—	金融機関等 B	—	金融機関等 B
DEBTOR	金融機関等 A	金融機関等 A	金融機関等 A	金融機関等 A
DEBTOR AGENT	金融機関等 B	—	金融機関等 B	—
INTERMEDIARY AGENT 1	—	—	—	—
CREDITOR AGENT	—	—	外国中央銀行等 D	外国中央銀行等 D
CREDITOR	外国中央銀行等 D	外国中央銀行等 D	金融機関等 E	金融機関等 E